

電気事業法施行規則第73条の4の解釈及び電気事業法施行規則
第94条の3各号の解釈例の一部改正に関する意見の募集につ
いて

平成22年11月27日
経済産業省
原子力安全・保安院
電力安全課

電気事業法施行規則第73条の4の解釈（平成18・07・25原院第2号）及び電
気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例（平成18・06・29原院第8号）につ
いて、別紙「電気事業法施行規則第73条の4の解釈」及び「電気事業法施行
規則第94条の3各号の解釈例」の改正について」とおり、改正を予定してい
ます。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、下記の要領で意見の
募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

記

【意見募集対象】

「電気事業法施行規則第73条の4の解釈の改正案」新旧対照表

「電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例の改正案」新旧対照表

【意見募集要領】

1. 意見募集期間（募集開始日及び終了日）

平成22年11月27日（土）～平成22年12月26日（日）

FAX及び電子メールの場合は午後5時まで、郵送の場合は同日必着。

2. 提出方法

別添の様式により、氏名、所属（会社名、役職等）、電話番号、FAX番号
及び電子メールアドレスを明記の上、以下のいずれかの方法で経済産業省原子
力安全・保安院電力安全課まで御意見を日本語にて送付してください。いずれ
の場合も、件名に、「パブリックコメントへの意見（電気事業法施行規則第7
3条の4の解釈及び電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例の一部改正
に関する意見の募集について）」と御記入願います（なお、電話による御意見
の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）。

(1) F A Xの場合

F A X番号：03 - 3580 - 8486

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課 あて

(2) 郵送の場合

〒100 - 8986 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課 あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課 あて

(ファイル形式をテキスト形式にして送付してください。)

3. お問い合わせ先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話番号：03 - 3501 - 1742

4. 意見の公開について

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れ又は本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課 パブリックコメント担当 宛
「電気事業法施行規則第73条の4の解釈及び電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例の一部改正」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	<p>・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>・ 意見内容</p> <p>・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p>